

第六次開成町総合計画 基本構想素案

<序論>

第1章 総合計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の基本理念
- 4 計画の性格、構成及び期間

第2章 計画の背景

- 1 町のあゆみ
- 2 人口動態
- 3 開成町を取り巻く状況

<基本構想>

第1章 将来都市像

第2章 将来目標人口

第3章 土地利用の方針

第4章 行政経営計画推進の基本姿勢

第5章 基本目標

基本目標1 未来を担うこどもを育むまち

- ① めざす姿
- ② めざすべき状態と考え方
- ③ 実現に向けた各主体の役割

基本目標2 みんなで支えあい、健やかに暮らせるまち []

基本目標3 誰もが自分らしく輝くまち []

基本目標4 人のつながりでつくる安全・安心なまち []

基本目標5 恵み豊かな環境を未来につなぐまち []

基本目標6 利便性が高く、快適な都市空間が整ったまち []

基本目標7 活力あふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまち []

【序論】

第1章 総合計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、昭和48年（1973年）に「開成町総合計画」を策定して以来、5次にわたり総合計画を策定し、計画的なまちづくりを推進してきました。

平成25年度（2013年度）を初年度とした12年間の計画である第五次開成町総合計画では、将来都市像を「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」と定め、その実現に向けて取組を進めてきました。

この間、人口の増加傾向を維持するとともに、南部地区土地区画整理事業の完了により「みなみ地区」が誕生し、小田急線開成駅急行停車が実現するなど、着実に町は発展してきました。

一方、社会経済情勢は大きく変化しています。地震、風水害などの自然災害の多発、原油価格等の物価高騰、全国的な少子高齢化や人口減少の進行とそれに伴う地域コミュニティの衰退といった従来からの構造的な問題はより深刻化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまで培ってきた社会の在り方や価値観、また、行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらし、町民の生活や地域の経済活動はもとより、本町の財政状況にも大きな影響を与えました。

のことから、今後も想定し得ない事態が生じた場合でも、その影響を最小限に抑え、対応していくことが必要となります。

こうした状況を踏まえ、本町をより良い形で次の世代へ引き継ぐためには、これまで以上に町民主体のまちづくりを進めていくことが必要となります。

令和6年度（2024年度）に計画期間が満了する第五次開成町総合計画の成果を引き継ぐとともに、本町が有する豊かな地域資源を有効に活用しつつ、地域の課題解決に柔軟に対応することで、将来にわたり本町の持続可能な発展を実現していくため、地域の全ての主体が連携・協力してまちづくりに取り組むことができるよう、「第六次開成町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

総合計画は、町の最上位計画として、町の目指す姿を明らかにし、その実現に向けた施策の方向性を示すものです。

総合計画は、地方自治法により策定することが義務付けられていましたが、平成23年（2011年）の法改正で策定の義務が撤廃され、策定の判断は各市町村に委ねられました。

本町では、町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進し、また、自立した自治体として総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的に、開成町自治条例第22条第1項で総合計画の策定を位置付けています。

3 計画の基本理念

開成町自治基本条例の前文では、「開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していくかなければなりません」と定めています。

この「住民自治の精神」を、本計画全体を貫く基本理念とします。

4 計画の性格、構成及び期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

町の目指す姿である将来都市像を明らかにし、その実現に向けた目標や方向性を定めたもので、地域の全ての主体と将来都市像を共有し、その実現のためにそれぞれの主体が果たすべき役割を明らかにした公共計画です。

計画期間は、令和7年度（2025年度）を初年度として、8年後の令和14年度（2032年度）を目標年度とします。

(2) 基本計画

基本構想に定める目標や方向性を、より具体的に示すための基本的な計画で、実施計画の基礎となるもので、将来都市像の実現のために、町の執行機関（以下「行政」という。）が講じる手段を定めた行政計画です。

計画期間は、全体を前期・後期に分け、前期4年間（令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）まで）、後期4年間（令和11年度（2029年度）から令和14年度（2032年度）まで）とします。

なお、各施策を実施する上で策定する個別計画については、原則として基本計画と整合・連動を図るものとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本構想、基本計画に定められた施策に即した各事業内容と、事業スケジュールを明らかし、毎年度の予算編成の指針となるものです。

のことから、今後の社会経済情勢や町民ニーズ、財政状況などの変化に迅速かつ的確に対応するため、3年間を期間とするローリング方式で毎年度策定し、計画の評価、見直し、調整、管理を行います。

第2章 計画の背景

1 町のあゆみ

(1) 位置と自然的条件

開成町は、神奈川県西部の足柄上地区中央部に位置し、東京から 70km 圏内、横浜からも 50km の距離にあり、町域は東西 1.7km、南北 3.8km、総面積は 6.55 km²と県内で一番面積が小さな町です。また、本町の東には酒匂川が流れ、西には箱根外輪山、南には相模湾、北には丹沢山塊を望むなど、自然に恵まれたなだらかな平坦地です。

(2) 沿革

天正 18 年（1590 年）の豊臣秀吉による小田原攻めに対し北条氏が降伏して、大久保忠世が小田原城主になると、開成町の旧村々は小田原城付村となりました。その後、明治 4 年（1871 年）7 月の廃藩置県により小田原県、同年 11 月には足柄県となり、明治 9 年（1876 年）4 月に神奈川県になりました。明治 22 年（1888 年）4 月の町村制施行により岡野村、金井島村、延沢村、円通寺村、中之名村、宮台村、牛島村の 7 村が合併して酒田村が誕生しました。そして、昭和 30 年（1955 年）2 月 1 日には、小田原藩当時から行政区域の変更もなく存続していた吉田島村と酒田村が合併して開成町が誕生しました。

開成町という町名の由来は、明治初期から両村組合立て開設した開成小学校からとったものです。もともとは「学問、知識を開発し、世のため成すべき務めを成さしめる」という中国の言葉（開物成務）が語源です。

2 人口動態

(1) 人口の推移

昭和 30 年（1955 年）の合併当時は人口 4,633 人でしたが、温暖な気候や交通網の発達により住宅地としての発展を続け、令和 2 年（2020 年）には人口 18,329 人となりました。合併当時と比較すると、人口は約 3.9 倍になっています。

(2) 人口増減数の推移

本町では、町内に流入する人の数が町外に流出する人の数を上回る「社会増」の状況が続いている。一方、生まれた人の数と亡くなった人の数の差である自然増減については、ここ数年はやや減少傾向で推移しています。

3 開成町を取り巻く状況

本計画の策定にあたって、開成町を取り巻く状況を次のようにとらえ、計画全体で、解決のための取組を推進していきます。

(1) こどもを取り巻く環境変化への対応

近年、こどもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となり、大きく変わってきています。また、共働き家庭が増加し、保護者にとって子育てと仕事の両立が課題とされています。就労の有無や状況にかかわらず、子育てについて保護者の負担や不安、孤立感が高まっています。

本町では第五次開成町総合計画において、「未来を担う子どもたちを育むまち」を政策目標として掲げ、子育て環境、幼児教育、学校教育、青少年の健全育成に取り組んできました。これらの施策を推進してきた結果、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの5年間の人口増加率は県内市町村1位となりました。

一方、本町においても将来的に人口減少、少子高齢化が緩やかに進行していくことが予想されています。このような状況下、結婚・妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支える体制づくりや、こどもたちの生きる力を育むための教育環境の充実、地域社会全体でこどもを見守る社会的気運の醸成づくりが欠かせません。

次代の社会を担うこどもを安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、また、未来を担うこどもを育んでいくため、子ども・子育て支援や教育の更なる質の向上を継続して図っていく必要があります。

(2) 全ての人がいきいきと暮らせる環境づくり

全国的に人口減少と少子高齢化が進んでいますが、本町の人口は年々増加を続けています。一方、年齢別にみると、15～64歳以上は横ばい傾向、0～14歳はやや減少傾向で推移していくことが予測されています。高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、高齢者の一人暮らし世帯の割合や、高齢者夫婦のみの世帯の割合も増加傾向にあります。本町においても今後高齢化の影響が顕在化することが予測されることから、超高齢化に適したまちづくりが求められます。

また、高齢者に限らず、すべての人が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるように、みんなで支え合って安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

(3) 地域共生社会の実現

全国的に、社会的孤立、ひきこもり、生活困窮、8050問題など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズの多様化も予想されるなか、地域コミュニティのつながりの希薄化や担い手不足など、地域で理解しあい、支え合う体制が弱体化するなど、住民のニーズやまちづくりの課題は複雑かつ多様化しています。

本町においても、人格と個性を尊重し合いながら、行政、地域、関係機関などの多様な主体が参加、協働し、様々な生活課題やまちづくりの課題に対応した取組を推進することが求められています。複雑化・多様化する地域課題への取組を進め、誰もが住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合いながら、生きがいを持ち、いつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりが必要です。

(4) 安全・安心な地域づくり

能登半島地震などの大規模な地震や、地球温暖化に起因するいわゆるゲリラ豪雨や台風による水害、土砂災害などの自然災害が、全国的に多発しています。本町においては特に、酒匂川の水害や神奈川県西部地震、富士山噴火などの大規模地震への対策が引き続き重要であり、国や県の災害対策との整合性を図りながら、対策の一層の充実強化を進めていく必要があります。また、高齢者を狙った詐欺やインターネットを利用した新たな犯罪などによって、町民の生活が脅かされています。町民の消費生活の安定と向上に関わる取組も引き続き重要となります。

(5) 脱炭素社会の実現

経済活動の拡大に伴い、地球温暖化を始めとする環境問題、エネルギー問題、水資源問題など、地球規模での取組を必要とする課題が増加しています。更に、世界的なエネルギーの需給ひっ迫により、資源燃料価格の高騰も進んでいます。

本町においては、脱炭素社会に向けた温室効果ガスの総排出量抑制等の取組を行ってきました。自然環境や生活環境の整備に向けて、資源生産性の向上、持続可能なライフスタイルの実現、ゼロカーボンの推進などに引き続き取り組む必要があります。

(6) 魅力ある都市空間の創出

南部地区土地区画整理事業など、計画的なまちづくりにより本町は着実に発展してきました。一方、全国的に自然災害が発生するなか、安全で快適な道路整備や、災害に強い河川・水路整備など、災害に強いまちづくりが欠かせません。上水道・下水道事業の安定的かつ健全な経営の推進も必要です。更に、良好な住環境の形成や公共交通の充実、開成駅周辺の着実な整備など、選ばれるまちとなるための魅力的な居住環境づくりが求められます。本町の貴重な資源である景観を維持しつつ、都市機能の整備・充実を進めます。

(7) 活力とにぎわいの創出

本町の産業は、これまで企業誘致の取組や地域に根ざした企業活動などに伴い、活発な地域経済をはぐくむ基盤を整備してきたことによって、大きな発展を遂げてきました。しかしながら、近年の商工業を取り巻く環境は大きく変化しています。

商工業においては、商店経営者の高齢化や後継者不足、消費者による消費行動の多様化など、商工業を取り巻く環境は厳しさを増しており、店舗数の減少などによる商工業の衰退が懸念され、個々の事業者の経営の維持・発展に向けた取組や、商工振興、地域雇用の促進などの取組が必要です。

また、あしがり郷瀬戸屋敷、開成町あじさいまつりなど、本町には固有の地域資源を活かした観光資源があります。観光客や関係人口の増加に向けて、観光産業の振興の取組が必要です。

また、農業においても、後継者不足による遊休農地や荒廃農地などが課題となっているなか、農地の保全と有効活用、次代の担い手確保、農業の体质強化、高附加值化の研究などの取組が必要です。

(8) 公民連携の推進

近年、財政的な課題と人的資源のひっ迫により、民間の活力を必要とする地方自治体が増えてきています。また、社会的な変化に伴い、人々の生活やニーズも変化しています。求められる公共サービスも、多様化や複雑化しており、地方自治体の対応できる範囲を超えてきています。

公民連携は、行政と民間事業者などが対等なパートナーシップ関係を築いて課題の解決などに取り組み、新たな価値を創造するものです。

また、多様な公民連携手法を導入し、適切に運用していくためには、先進的な公民連携事例の調査研究を進めるとともに、公民連携のノウハウを身に着けていく必要があります。

(9) デジタル社会の形成

近年、クラウド、IoT、ビックデータ、AI等の技術革新は、人々の経済活動や働き方、ライフスタイル・健康・医療などの様々な分野にまで大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応を通じて、行政において一貫したデジタル完結ができないこと、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及に課題があること、行政の書面・押印・対面主義が社会全体のテレワークの障壁となったことなど、多くの行政デジタル化の課題が指摘されています。

本町においても、急速に進展するデジタル化の潮流に遅れることなく、デジタル技術を使って業務効率化を進め、スマート自治体へ転換することで、新しい時代に対応した、より高度で効率的、かつ、持続可能な行政サービスを提供し、住民

満足度の高い行政運営を行っていく必要があります。

(10) 持続可能な行政経営

本町は実質公債費比率や経常収支比率などの基準から判断すると、比較的良好な財政運営状況となっています。

今後の見通しとして、高齢化の進行等による扶助費の増加や老朽化する公共施設等の維持・更新に対応するための歳出増加が予想されています。

また、歳入面では生産年齢人口の減少により町税収入の大幅な伸びが見込めず、地方交付税をはじめとする国の地方に対する財政措置も流動的であることから、引き続き、歳入に見合う予算規模の適正化を図りながら、限られた財源と人材の中で、効率的かつ実効性のある行財政運営を推進するためには、積極的な財源の確保や事業の取捨選択、業務の効率化など、持続可能な行財政運営に向けて、さらなる基盤強化を図ることが求められています。

【基本構想】

第1章 将来都市像

本町の将来都市像を、次のとおり定めます。

【将来都市像】

人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち・開成

本計画策定にあたっては、まちづくり町民ワークショップや、町民意識調査、関係団体ヒアリングなど、さまざまな機会を通じて町民や本町に多様な形で関わる方々の意見を伺いました。この将来都市像は、寄せられた意見をもとに作成したものです。

町民や本町に多様な形で関わる方々からは、開成町の将来のまちづくりについて、さまざまな意見が寄せられました。主な意見は下記のとおりです。

- 町民どうしのつながりや交流がある安全安心なまち
- つながり助け合う自助・共助のまち
- 防災・防犯体制が整っている安全安心なまち
- 子どもや高齢者などみんなに優しいまち
- 居心地がいいまち
- 活気があって楽しいまち
- 交通や買い物が便利なまち
- 自然や景観などの地域資源を活かしたまち

共通するのは、「安全安心」「助け合う」「みんなに」「居心地がいい」「活気がある」「便利である」「自然・景観」「地域資源」などのキーワードです。

これらにまちづくりのキーワードである「オール開成でのまちづくり」「町の更なる発展を目指したまちづくり」「町民の満足度・幸福度を追求したまちづくり」等を踏まえて、町民や行政、本町に多様な形で関わる方々などさまざまな主体が集い、ともに支え合いながら、一体となって前進していくために、将来都市像を「人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち・開成」と定めました。

第2章 将来目標人口

将来都市像実現のための指標として、計画最終年度である令和 14 年度（2032 年度）の開成町の人口を次のように想定します。

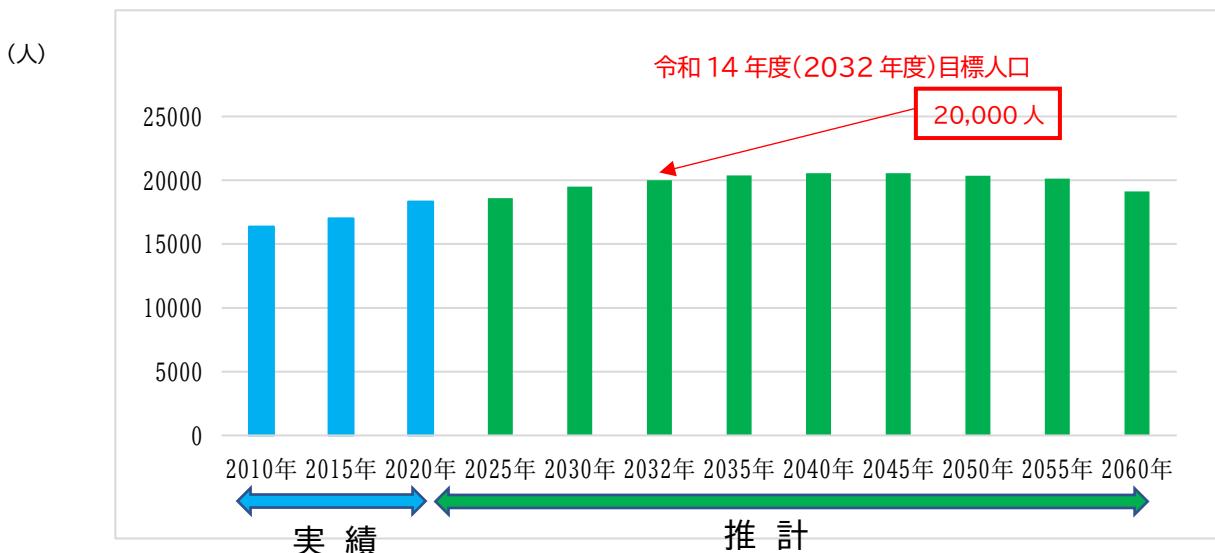
【人口（令和 14 年度）】

20,000 人

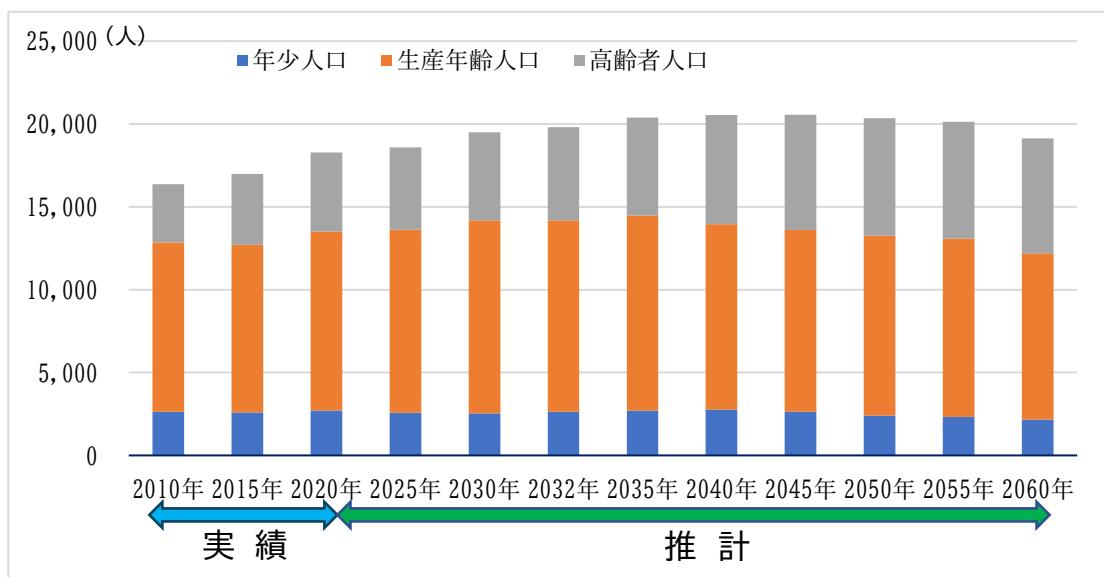
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は令和 17 年度（2035 年度）頃にピークを迎える、以後は緩やかに減少していく、令和 22 年度（2040 年度）には 19,155 人となると予測されています。

一方で、令和 5 年に実施した人口推計では、現在、進めている「駅前通り線周辺地区土地区画整理事業」後の人口の増加や、子育て世帯をターゲットにした定住促進、妊娠・出産・育児の希望の実現などにより合計特殊出生率を維持することで、令和 14 年度（2032 年度）の目標人口を 20,000 人と定めます。

図一人口推計【企画政策課】



図一年齢3区分別人口推計【企画政策課】



第3章 土地利用の方針

土地は貴重な財産であるとともに、現在だけでなく将来にわたり町民の生活や産業などの諸活動の基盤となるものであることから、本町の 6.55 km²という限られた土地を健全かつ効率的に活用していく必要があります。

このため、限られた町域を有効に活用し、良好な生活環境を構築するために、自然と調和した利便性の高い都市機能をめざした、総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。

(1) 住居系の土地利用

良好な都市環境が確保された安全・快適な生活空間を形成するため、生活道路や水路の整備などの住環境整備を進めます。

また、人口動向を踏まえながら、他の土地利用との調和や自然環境の保全に十分配慮し、若者や子育て世代も含めた多くの人々が満足できる良好な居住環境を有する住宅地を形成するため、計画的に新市街地の形成を進めます。

(2) 商業系の土地利用

市街地や駅周辺部については、都市としての自立性や活力を創出するため、良好な商業・業務等の機能集積地として、住民ニーズに合わせた買い物利便の向上に努めるとともに、商業活性化に向け、にぎわいと魅力ある新たな商業地の形成に努めます。

(3) 工業系の土地利用

既存工業地を中心として、工場が集積する工業系の地域については、雇用の場の確保や豊かで安定した生活を営むための経済基盤であることから、ニーズを踏まえながら、新たな工業地の確保、拡充に努めます。

(4) 農業系の土地利用

市街化調整区域においては、継続的な発展と振興のため、優良農地の保全に努めるとともに、豊かな自然を守りながら居住空間の環境整備を進めます。

また、景観、歴史、自然環境を生かした土地利用を図ります。

第4章 計画推進の基本姿勢

将来都市像の実現に向け、本計画を着実に進めていくためには、町民・行政が一体となってまちづくりに取り組むことが必要不可欠です。

そのため、基本目標ごとに「(町の)めざすべき姿を達成するための役割分担」を示すとともに、それぞれの目標の達成に向けたすべての取組を貫く基本姿勢を次のとおり定めます。

(1) 町民

(2) 行政

- ## ① 町民とのコミュニケーションを大切にします

積極的な情報発信により、行政の説明責任を果たすことで、町民と行政がさまざまな情報を共有し、相互理解をさらに深め、信頼し合える関係を構築します。

また、さまざまな主体との対話や交流の場を充実させ、町民主体のまちづくりを推進します。

- ## ② 町民が力を発揮できるプラットフォームをつくります

人口減少や少子高齢化のさらなる進展等、社会構造が大きく変化する中、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、町民一人一人が自らの力を発揮できるプラットフォームを構築します。

- ### ③ 変化に迅速な対応がとれる体制を整えます

急激に変化する社会環境を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、これまでの手法や考え方方にとらわれることなく、新たな発想により積極果敢に挑戦できる仕組みを構築し、社会環境の変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力を図ります。

- #### ④ 質の高いサービスを提供します

人口減少という社会の大きな転換点を迎えるに当たり、全ての町民が、安心した生活を送れるよう、先進技術を積極的に活用するとともに、民間の団体や企業との協働、周辺自治体等との連携により、質の高い行政サービスの提供に努めます。

- ## ⑤ 未来に責任を持った経営を行います

厳しい財政状況が見込まれる中においても、多様化・複雑化する町民ニーズに対応するため、客観的なデータなどの証拠に基づく政策の立案や、事業の見直しや重点化を図るなど、本町が将来にわたって持続可能なまちであり続けられるよう、戦略的な行政経営を行います。

第5章 基本目標

将来都市像実現のため、次の7つの基本目標を掲げます。基本目標達成に向けた横断的な取組として、「将来都市像の実現に向けた行政経営」を基本計画に記載します。

【基本理念】

あじさいのまち開成自治基本条例



【将来都市像】

人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち・開成



【7つの基本目標】

- ① 未来を担うこどもを育むまち
- ② みんなで支え合い、健やかに暮らせるまち
- ③ 誰もが自分らしく輝くまち
- ④ 人のつながりでつくる安全・安心なまち
- ⑤ 恵み豊かな環境を未来につなぐまち
- ⑥ 利便性が高く、快適な都市空間が整ったまち
- ⑦ 活力あふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまち

基本目標1 未来を担うこどもを育むまち

こどもの笑顔があふれる活気あるまちであり続けるためには、安心して子育てができ、こどもが健やかに育つまちづくりを、地域社会全体で進めていくことが欠かせません。未来を担うこどもたちを育むまちをめざして、まち全体でこどもを見守り育てます。

(1) 基本目標の対象範囲

- こども、子育て環境の充実
- 幼児教育、学校教育の充実
- 青少年の健全育成の推進 等

(2) めざすべき状態と考え方

めざすべき状態	考え方
安心してこどもを産み、育てることができる状態	本町の未来を担うこどもと子育て世代をまち全体で支えることで、安心して妊娠・出産・子育てを行い、本町に住み続けることができる状態をめざします。
こどもや子育て世代が、元気にいきいきと暮らせる状態	ライフステージに応じた教育環境を整えるほか、地域全体で子育て世代を見守ることで、こどもや子育て世代がいきいきと暮らせる状態をめざします。

(3) めざすべき状態の達成に向けた役割分担

目標を達成するため、町民と行政の役割を次のように定めます。

主体	アクション（期待する役割）
町民	<ul style="list-style-type: none">● 子育て世代をサポートします。● まち全体でこどもたちを見守ります。● こどもの居場所づくりに協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支える支援を行います。● 働きながら子育てをしやすい環境づくりや、放課後の居場所づくりなどこどもが安心して集まることができる場の確保を進めます。● 子育て世代の移住・定住に向けた施策を進めます。

基本目標2 みんなで支え合い、健やかに暮らせるまち

すべての人が、つながり、支え合い、住み慣れた地域で元気に過ごすことができるよう、ライフステージに応じた健康づくり、生きがいづくり、地域医療の充実、福祉の充実など、みんなで支えあい、健やかに暮らせるまちをめざします。

(1) 基本目標の対象範囲

- 健康づくりの推進
- 地域医療の充実
- 地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の充実 等

(2) めざすべき状態と考え方

めざすべき状態	考え方
町民の健康と長寿が実現された状態	生涯を通じた健康づくりや地域医療の整備を推進することで、病気の早期発見・早期治療や健康寿命の増進が図られた状態をめざします。
すべての人が生きがいと安心を持って暮らせる状態	孤独や不安を解消する取り組みの実施などを通じて、すべての人が生きがいを持って安心して暮らせる状態をめざします。

(3) めざすべき状態の達成に向けた役割分担

目標を達成するため、町民と行政の役割を次のように定めます。

主体	アクション（期待する役割）
町民	<ul style="list-style-type: none">● 適度な運動を行い、健康診断を受診するなど、健康管理に気を付けます。● 地域活動、ボランティア活動などに積極的に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 町民の健康管理支援に向けて、運動や認知機能向上、社会参加の機会創出に向けた事業など、ライフステージに応じた取り組みを進めます。● 気軽・手軽に健康診断を受診できる環境の整備や、健康に対して町民が学び、考え、実行する動機付けの機会創出を進めます。● 地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉を推進します。

基本目標3 誰もが自分らしく輝くまち

誰もが生涯にわたって文化・芸術やスポーツなどに親しめるまちづくりを進めます。

また、地域に暮らすすべての人が、お互いを認め合い、誰もが自分らしく輝けるまちをめざします。

(1) 基本目標の対象範囲

- スポーツや生涯学習の推進
- 文化・芸術の振興
- 人権・多様性が尊重される社会の実現 等

(2) めざすべき状態と考え方

めざすべき状態	考え方
誰もが生涯にわたって文化・芸術やスポーツなどに親しめる状態	生涯学習や文化・スポーツの機会を増やすことなどをとおして生活の質を高められた状態をめざします。
既存の価値にとらわれるこなく新しいものを受け入れることができる状態	人種、性別等を超えて、みんなが共有できる価値の創造、多様性を創出することでお互いを認め合える状態をめざします。

(3) めざすべき状態の達成に向けた役割分担

目標を達成するため、町民と行政の役割を次のように定めます。

主体	アクション（期待する役割）
町民	<ul style="list-style-type: none">● 自治会対抗スポーツ大会やスポーツイベント等に積極的に参加します。● 毎日の生活に楽しみが生まれるように、趣味を持つことや、居場所づくりを行います。● シビックテックプロジェクトの開催など、町民の能力を持ち合い、様々な課題を解決するための場を設けます。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 町民が学習や活動、表現できる機会・場面を作ります。● 文化・芸術やスポーツなどに親しめる機会を充実させます。● 異文化交流の場を提供し、相互理解を深めるようなイベントを開催します。

基本目標4 人のつながりでつくる安全・安心なまち

災害に強い安全なまちづくり、安心して暮らせるまちづくりには、町民同士の共同や町民と行政の協働が必要不可欠です。地域防災力や地域防犯力の向上に向けて、地域社会全体が一体となり、将来にわたって人のつながりでつくる安全・安心なまちをめざします。

(1) 基本目標の対象範囲

- 地域コミュニティ活動の支援
- 災害対策の推進、消防・救急体制の充実
- 防犯・交通安全体制の充実
- 消費者の保護 等

(2) めざすべき状態と考え方

めざすべき状態	考え方
災害に強いまちづくりが実現された状態	災害対策の充実や、町民と町役場協働による地域防災力強化、消防・救急体制の充実を進めることで、災害に強い防災・減災体制が実現された状態をめざします。
地域の力で安全安心が守られている状態	まち全体でこどもを見守るなど、地域の力で防犯や交通安全が確保された地域防犯力が実現した状態をめざします。

(3) めざすべき状態の達成に向けた役割分担

目標を達成するため、町民と行政の役割を次のように定めます。

主体	アクション（期待する役割）
町民	<ul style="list-style-type: none">● 地域防災力や地域防犯力などの向上に向けて、地域コミュニティの活性化と町民同士のコミュニケーション強化に努めます。● 避難先の確認や備蓄などを各家庭で進めるほか、住民同士の声かけや自主防災活動を進めることで、自助・共助の取組を進めます。● 子ども 110 番の家を増やしたり、子ども見守り隊や挨拶運動を進めたりすることで、地域全体でこどもを見守っていきます。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 自治会活動促進のため、人材育成や担い手確保に向けた取組を行います。● 災害発生時に備えて、資材・機材や食料、燃料などを計画的に整備します。● 防災ガイドや広報などを通じて、町民に対する災害対策、減災などの情報提供や周知・啓発を図ります。また、防災訓練や地域防災リーダー育成など町民との協働の取組を推進します。● こどもに対する交通防犯教育や日々の災害を想定した危険個所の抽出等を進めます。

基本目標5 恵み豊かな環境を未来につなぐまち

地球温暖化対策に向けて温室効果ガスの削減やエネルギーの地産地消を進めるほか、町内の豊かな自然環境を維持し、環境美化を進め、清潔で美しいまちづくりを推進します。また、この恵み豊かな環境を未来へとつなぐまちをめざします。

(1) 基本目標の対象範囲

- 低炭素社会・自然共生社会の実現
- 良好な生活環境の保全と形成
- 資源循環型社会の形成 等

(2) めざすべき状態と考え方

めざすべき状態	考え方
持続可能な社会に向けて、低炭素社会や資源循環型社会が実現された状態	地球環境にやさしい社会をめざして、低炭素社会に適したライフスタイルの構築や、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会をめざします。
豊かな自然と共生しながら、未来へとつないでいける状態	本町の自然豊かな環境を維持しつつ、町民一人ひとりが環境意識を高めることで、豊かな自然を未来につないでいける状態をめざします。

(3) めざすべき状態の達成に向けた役割分担

目標を達成するため、町民と行政の役割を次のように定めます。

主体	アクション（期待する役割）
町民	<ul style="list-style-type: none">● ごみと資源の分別を徹底するなど、ごみの減量化・資源化を進めます。● 4R運動を推進します。● 自転車など環境負荷の少ない移動手段を積極的に活用します。● まちの環境美化に積極的に参加します。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 低炭素社会の実現に向けて、公共施設の温室効果ガス削減を進めます。● 4Rの推進に必要な環境整備や、ごみ出し・分別ルールの周知を図ります。● 水辺環境や緑地を維持しつつ、環境に関する学習機会を提供します。● 協働による環境美化活動を進めます。

※ 4R運動：「Refuse（断る）」「Reduce（減らす）」「Reuse（繰り返し使う）」「Recycle（資源を再利用する）」のような、ごみを減らすための4つの運動。

基本目標6 利便性が高く、快適な都市空間が整ったまち

町民の生命と財産を守るために、道路、河川・水路の整備など安全安心なまちづくりを進めます。また、水辺や緑地、農地など本町ならではの地域資源を活かした景観と、快適な住環境や交通等の利便性を両立したまちづくりを推進します。

(1) 基本目標の対象範囲

- 土地利用計画の推進
- 道路、河川・水路、公園・緑地の整備
- 上下水道の整備
- 住環境や公共交通の整備・保全・充実 等

(2) めざすべき状態と考え方

めざすべき状態	考え方
安全安心な道路や河川・水路、上下水道が整備された状態	道路や河川・水路の環境整備を進めるとともに、上水道の安定供給や下水道の適正管理を進めます。
地域資源を活かしたまちづくりと良質な住環境、便利さが同居した状態	水辺や緑地、農地やあしがり郷瀬戸屋敷といった本町ならではの地域資源と、住みやすい環境、交通の便利さの両立を図ります。

(3) めざすべき状態の達成に向けた役割分担

目標を達成するため、町民と行政の役割を次のように定めます。

主体	アクション（期待する役割）
町民	<ul style="list-style-type: none">● 景観や環境に配慮した生活をします。● SNS等でまちの景色をPRします。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 道路、河川・水路、公園・緑地の整備を計画的に進めます。● 自然等の地域資源を活かした環境整備を進めます。● 快適で便利な交通環境の整備を進めます。

基本目標7 活力あふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまち

産業の維持・発展や関係人口・交流人口の増加に向けて、地域経済の活性化や産業の担い手育成、開成町の地域資源を活用した観光の充実などを進め、活力にあふれる産業と地域の魅力を生かしたにぎわいのあるまちづくりをめざします。

(1) 基本目標の対象範囲

- 商工業や農業の振興
- 働きやすい環境づくり
- 観光の推進 等

(2) めざすべき状態と考え方

めざすべき状態	考え方
地域に根差した商工業や農業等が発展している状態	地域経済の根幹である中小企業の経営安定化や、各種産業（農業、製造業、商工業・サービス業・観光業等）が活性化している状態をめざします。
産業を担う人材が確保された状態	産業の維持・発展に向けて、その産業を担う人材の確保や、働きやすい環境の整備が進んでいる状態をめざします。

(3) めざすべき状態の達成に向けた役割分担

目標を達成するため、町民と行政の役割を次のように定めます。

主体	アクション（期待する役割）
町民	<ul style="list-style-type: none">● 地元農産品の活用に向けて、地産地消を進めます。● 口コミ活動、ボランティア、町民の職業・スキル活用など、有償、無償を含めた人的スキルの提供を検討します。● SNS 等を活用した情報発信を進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">● 新規参入・事業承継・人材活用などに向けた支援活動を行います。● 体験型観光の促進や町有施設の利活用方法の拡充を進めます。● 近隣市町村との連携強化を進めます。